

## 案件の内容説明

### 1 議案第1号 令和3年度 飯塚市コミュニティ交通の運行について

#### (1) 提案理由

前回の協議会（書面開催）で、当初は令和3年度中に決定することとしていた次期コミュニティ交通体系について、再編スケジュールを1年先送りする内容（令和3年度中に運行計画を策定、令和4年4月1日より新たな交通体系で運行）の議案が承認されたことを踏まえ、事前に協議会委員から提出された意見・要望等に基づき、現行のコミュニティ交通体系における運行内容の一部変更を行った運行計画案を提案するもの。

なお、今回の変更には反映されていない意見等については、令和4年度からの体系再編の検討に役立てるものとする。

#### (2) 内容

① コミュニティバス 頰田・飯塚線の運行ルート上（川津郵便局口～穂波福祉総合センターの間）にバス停を1か所新設（資料2の2枚目「横田」バス停）し、併せて所要のダイヤ改正を行う（運行ルート及び各便の出発時刻は変更なし）。

① コミュニティ交通（飯塚市単独運行のコミュニティバス4路線及び予約乗合タクシー）の運賃割引制度について、現在は「障がい者手帳所持者本人に対して100円割引」としているところ、「障がい者の介助者（1名）も100円割引の対象に含める」とすること（昨年度の会議の中で、飯塚市身体障害者福祉協会の委員から提案を受けた事項）。

【資料1・2参照】

### 2 議案第2号 令和3年度 飯塚市コミュニティ交通運行事業者等の選定について

#### (1) 提案理由

平成30年度からの3年間の協定に基づく委託契約期間が令和2年度末をもって終了となることを受けて、令和3年度（単年度）の業務実施に向けた委託事業者の選定手続きについて提案するもの。

#### (2) 内容

##### ① 契約期間について

従来は各事業者と3年協定を締結し、併せて毎年度の委託契約を締結していたが、コミュニティ交通体系再編スケジュールの変更により、令和3年度は単年度の委託契約のみ締結することとする。

##### ② 事業者の選定方法について

従来、予約乗合タクシー運行事業者は指名競争入札で選定していたが、事業者選定に係る国土交通省のガイドラインに基づき、予約乗合タクシー運行事業者も（コミュニティバス運行事業者と同様に）プロポーザル方式で選定することとする。

##### ③ プロポーザル方式による事業者選考方法について

以前は補助金制度活用のため「飯塚市地域公共交通協議会」が運行主体（契約者）となっていたことから、協議会委員で構成された選考委員会で事業者の選定を行ってきた経

緯があった。しかし、現在は補助金の制度が改正され、運行主体（契約者）は「飯塚市」となっていることから、事業者選定は市で組織する選考委員会で行うこととする。

【資料3参照】

### 3 議案第3号 地域公共交通確保維持事業の評価について

#### （予約乗合タクシー事業国庫補助関係）

##### （1）提案理由

予約乗合タクシーの運営において活用している国庫補助制度「地域公共交通確保維持改善事業」については、地域公共交通協議会で事業実績を評価する必要があるため、評価の内容を提案するもの。

##### （2）内容

評価は目標とする数値（予約乗合タクシーの利用者数）を達成できたかどうかで判断することになっている。対象期間である令和元年10月～令和2年9月において、新型コロナウイルス感染症流行拡大による緊急事態宣言以前は目標を達成できるペースで推移していたが、宣言後は利用者が減り、結果的に目標を達成できなかった。

そのため、資料「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）」において、「⑤目標・効果達成状況」の評価は「B（目標を一部達成できなかった）」となった。このことを踏まえ、「⑥事業の今後の改善点」に「(オ) 感染対策を継続し、対応を周知して利用者に安心して利用してもらえるようにする。」という目標を追加した。

【資料4参照】

### 4 報告事項

#### （1）令和2年度 飯塚市コミュニティ交通の利用状況について

- ① 西鉄バス路線の一部区間廃止に伴い、令和2年10月から代替交通機関として当該区間で運行を開始した「路線ワゴン」（予約乗合タクシーの部分的な定時定路線運行）及びコミュニティバス宮若・飯塚線（バス停新設部分）における1か月の利用状況を報告するもの。
- ② 令和元年10月から令和2年9月までの1年間における飯塚市コミュニティ交通の利用状況（月別推移）を報告するもの。地区や路線によって差異はあるが、概ねの傾向として、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年4・5月に大きく落ち込み、その後は回復しているものの、従来の水準には戻りきっていない状況が読み取れる。

【資料5参照】

#### （2）第2次飯塚市地域公共交通網形成計画における目標達成のための取組について

標記計画書の第8章に記載されている計画目標及び目標を達成するための取組について、それらの進捗管理のため、飯塚市地域公共交通協議会に状況を報告することとされているものについて（計画書92～98ページ）、令和2年度の取組実績を報告するもの。

【資料6参照】

### (3) 西鉄バス「筑豊（急行）福岡線」廃止申出以降の経過について

前回の協議会（書面開催）において、本年7月31日付けで運行事業者である西鉄バス筑豊株式会社から、令和3年9月末をもって標記路線を廃止したい旨の申出があったことを報告した件について、その後の経過を次のとおり報告するもの。

- ・ 令和2年8月25日：福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催

筑豊（急行）福岡線の沿線自治体関係者、福岡県及び九州運輸局関係者、西鉄バス関係者出席により、申出を受けた各自治体の意向（田川市及び飯塚市は路線廃止に反対の立場）及び今後の協議の進め方に関する確認等が行われた。

- ・ 令和2年10月9日：筑豊（福岡）急行線の乗降調査実施

西鉄バス筑豊株の協力のもと、飯塚市職員がバスに乗車し（筑豊遊園～博多駅）、停留所ごとの乗降状況を調査した。

なお、現在は、本市と同じく路線廃止反対の立場をとる田川市とも情報共有を図りながら、路線の存続等について、西鉄バス関係者と協議中である。